

事業主各位



高田労働基準協会 長
建設業労働災害防止協会新潟県支部高田分会長

「刈払機取扱作業者」に対する安全衛生教育について

刈払機は林業だけでなく、建設・造園業及びゴルフ場等でも広く使用され、さらには、各事業所敷地内の除草作業でも多々使用されている現状にあります。

刈払機での作業は、労働災害の発生率が高く、最悪は死亡災害に至るとともに、使用方法が適切でないと将来的に振動障害を発症する恐れもあり、適切な取扱方法が必要な作業です。

したがって、厚生労働省では、刈払機取扱作業者に対する安全衛生を確保するために、平成12年2月16日付基発第66号により安全衛生教育の実施についての通達を発出しています。

つきましては、当該通達に基づき、下記のとおり安全衛生教育を実施しますので、受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 1 受講資格 満18歳以上
- 2 日 時 申込書(裏面)を参照してください。 午前8時50分～午後4時30分(学科・実技)
- 3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)
なお、実技会場は上越市内を予定していますが、学科終了後ご案内します。
- 4 申込方法
 - (1) 受講料
会 員 ￥8,800 (テキスト代含む) (建災防会員・基準協会会員のいずれか)
非会員 ￥11,000 (テキスト代含む)
なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。
 - (2) 申込先
別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付して申込下さい(FAX可)。

高田労働基準協会 ☎ 025-523-9595
FAX 025-522-9599

〒943-0803
上越市春日野1-5-10
 - (3) 受講料振込先
第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300
名義人:高田労働基準協会事務局
 - (4) 定 員
40名 定員なり次第申込締切とさせていただきます。
申込の際、事前に定員状況をご確認ください。
- 5 講習科目
 - (1) 学 科

① 刈払機に関する知識	1時間
② 刈払機を使用する作業に関する知識	1時間
③ 刈払機の点検・整備に関する知識	0.5時間
④ 振動障害及びその予防に関する知識	2時間
⑤ 関係法令	0.5時間
 - (2) 実 技
刈払機の作業など 1時間
* グループ別で実技を実施します。



裏面に続く

6 携行品

(1) 複数人が受講する事業所（ご協力願います。）

- ① 刈払機 ② 工具 ③ 燃料

(2) 受講者個人の携行品

- ① 保護帽(ヘルメット) ② 保護メガネ ③ 安全靴もしくは長靴
④ 防振手袋(軍手不可、皮手袋もしくはゴム手袋) ⑤ 作業服(長袖・長ズボン着用)
⑥ 雨具 ⑦ タオル ⑧ 飲料水(スポーツドリンクなど)

(3) 可能な限り携行するもの

- ① 耳栓 ② 脛あて

* 刈払機を持参できない受講者は持参なくても可能です(グループ内で借用します)。

7 注意事項

- (1) 当日は午前8時30～50分までの間に受付を済ませて下さい。
(2) 受講票は発行しませんので了承願います。
(3) 昼食は各自準備して下さい。

8 講習修了証の交付

講習終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

「刈払機取扱作業者」安全衛生教育(学科・実技)申込書

開催日	令和3年6月3日(木)	令和3年8月26日(木)
申込締切日	5月20日(木)	8月12日(木)

* 受講を希望する日程に○印を付して下さい

ふりがな 受講者名	生年月日	住所	刈払機の 持参有無
	昭和・平成 年 月 日生		有 無
	昭和・平成 年 月 日生		有 無
	昭和・平成 年 月 日生		有 無

* 刈払機を持参できる方は有、持参不能の方は無に、それぞれ○印を付して下さい。

* 4名以上希望する場合は、申込書をコピーのうえ作成して下さい。

会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称



高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名



ご担当者名：部署

* ご記入いただいた個人情報には本教育及び修了証の管理以外には使用しません。